

別府大学短期大学部児童学会 会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は「別府大学短期大学部児童学会」と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、別府大学短期大学部初等教育科事務室内（別府市北石垣82 23号館2階）に置く。

第2章 目的と事業

(目的)

第3条 本会は、幼児・児童に関する教育、福祉等に係る研究を通して、幼児・児童の教育、福祉に係る実践の進歩向上を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 幼児・児童に関する教育、福祉等に係る研究のための講演会の開催
- (2) 機関誌「初等教育－研究と実践－」の刊行
- (3) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(会員)

第5条 本会の会員は、本学初等教育科及び保育科の教員（以下、「教員」とする）並びに本学初等教育科及び保育科の学生（以下、「学生」とする）とする。

(会費)

第6条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は別に定める額を会費として支払う義務を負う。

(会員資格の喪失)

第7条 本会の会員は、次のいずれかに該当するとき、退会したものとみなす。

- (1) 教員でなくなった場合
- (2) 学生でなくなった場合

(会員の権利)

第8条 会員は本会が営む事業に参加することができ、また本会の機関誌の配布をうけることができる。

第4章 役員

(役員の設定)

第9条 本会の運営のために、次の役員を置く。

会長	1名
副会長	1名
監事	2名
編集委員長	1名
編集委員	若干名
事務局長	1名

(役員を選出)

第10条 役員は次の規程により選出する。

- (1) 会長は、本学初等教育科長を充てるものとする。
- (2) 副会長は、本学保育科長を充てるものとする。
- (3) 監事は教員である会員の中から選出する。
- (4) 編集委員長は教員である会員の中から選出する。
- (5) 事務局長は教員である会員の中から選出する。

(役員の仕事)

第11条 役員は、次の職務を行う。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会務を担当する。
- (3) 監事は、本会の会計を監査する。
- (4) 編集委員長は、編集委員を総括し代表する。
- (5) 編集委員は、議事録及び機関誌「初等教育－研究と実践－」の編集を担当する。
- (6) 事務局長は、会計を担当し事務局を総括処理する。

第5章 会議

(会務総会)

第12条 本会の主な会議は会務総会及び役員会とする。

- (1) 会務総会は、教員から構成する二科会議を充てることにする。
- (2) 会務総会は、年に1回開催し、会の組織・運営に関わる事項の決定を行う。
- (3) 会長は、年1回の会務総会とは別途、特別に必要な場合、臨時総会を開催することができる。

(議事録)

第13条 会務総会の議事録は、機関誌掲載を以て会員に対して公表される。

(役員会)

第14条 役員会は、監事以外の役員から構成し、会長が招集する。

- (1) 役員会は、本会の通常の運営について常時執行の任に当たる。

(委員会)

第15条 機関誌発行のために編集委員会を置き、その長に編集委員長を充てる。

第6章 会 計

(事業年度)

第16条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

(会計)

第17条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。

(会費)

第18条 本会の会費は、年間500円とする。

(1) 教員においては、毎年4月末日までに納入するものとする。

(2) 学生においては、入学時に2年間分を一括で納入するものとする。

(事業計画及び予算)

第19条 本会の事業計画及び予算は、役員会の議を経て会務総会において決定される。

(1) 本会の事業の内、講演会の開催は西暦偶数年度、機関誌の刊行は西暦奇数年度を原則とする。

(事業及び決算報告)

第20条 本会の事業及び決算報告は、会務総会で行うこととする。

附則

本会則は平成27年5月27日より施行する。

本会則は平成28年5月27日より施行する。

本会則の改定は会務総会の決議による。